

## 「介護職員等処遇改善加算」に関する内容・取り組みについて

岩見沢市社会福祉協議会 訪問介護事業所では、「介護職員等処遇改善加算」の要件を満たし、下記の内容に取り組んでおります。

### ○介護職員等の賃金改善

- (1) サービス提供責任者手当を支給する
- (2) 介護福祉士資格を有しているパート職員に対し資格手当を支給する
- (3) パート職員へ土曜、日曜、祝日、年末年始の出勤手当を支給する
- (4) パート職員へ勤務年数に応じた手当を支給する
- (5) その他一時金として支給する

### ○職場環境の改善

- (1) 介護職員初任者研修の資格取得時の費用(受講料、交通費)の補助制度を制定して実施している。

また、介護福祉に関する研修受講や資格取得がしやすいよう、勤務シフトの調整や休暇の付与を行っている。

(研修受講時の介護職員の負担を軽減する代替え職員の確保等)

- (2) 労働環境・処遇の改善・健康診断・心の健康等の健康管理面の強化
- (3) 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上
- (4) 当会ホームページや介護サービス情報公表システムを活用し「見える化」を図る
- (5) 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善活動の体制構築の為、研修会や検討の場を設けます。(令和7年度 誓約事項)

### ○令和7年度 介護職員等処遇改善加算の算定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで